

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定粉じん排出等作業） 第三条の四 法第十二条第十二項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業</p> <p>二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業</p> <p>（報告及び検査） 第十二条（略） 2、6（略）</p> <p>7 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、特定工事を施工する者に対し、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法並びに法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、特定工事の場所に立ち入り、特定工事に係る建築物等、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）並びに関係帳簿書類を検査させることができる。</p>	<p>（特定粉じん排出等作業） 第三条の四 法第十二条第十二項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>一 特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業</p> <p>二 特定建築材料が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業</p> <p>（報告及び検査） 第十二条（略） 2、6（略）</p> <p>7 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、特定工事を施工する者に対し、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法並びに法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、特定工事の場所に立ち入り、特定工事に係る建築物、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）並びに関係帳簿書類を検査させることができる。</p>